

男女共同参画社会の形成に係る苦情処理等モニタリング事業について (概 要)

1. 事業の目的

男女共同参画社会の形成の促進に係る施策等についての苦情処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に係る被害者救済の状況について把握し、これらのシステムのあり方に関する検討に役立てること。

2. 実施主体

関係都道府県・市の協力を得て、内閣府男女共同参画局が行う。
(札幌市、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県)

3. モニタリングの対象

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理の状況
性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済の状況

4. 実施方法

苦情処理等担当者等からの苦情処理等状況の報告

- ・各地方公共団体ごとに3名程度のモニターを選定。
- ・モニターが、男女共同参画社会の形成に係る苦情処理等機関のネットワークの状況、苦情処理等機関の連携と役割分担の状況、苦情処理等の相談受付の状況、処理の状況、主要な事例について、内閣府男女共同参画局に報告
- ・事例紹介については、「複数機関の連携が十分に図られ、円滑な解決が図られた事例」、「問題解決のために先行的な取組みを行っている事例」、「苦情処理等のシステムの改善が求められる処理困難な事例」等に該当するもの

苦情処理等事例のヒアリング

- ・内閣府男女共同参画局において、報告を受けた事例の中で、男女共同参画社会の形成に係る苦情処理等に関するあるべきシステムを検討する上で示唆に富む案件についてヒアリングを実施

5. スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| ・モニターからの報告 | 平成13年11月10日まで |
| ・事例のヒアリング | 平成13年11月～平成14年1月 |
| ・事業の報告とりまとめ | 平成13年2月～3月 |